



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の変更の認定の申請（自然保護課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 特定計量器の定期検査（消費・暮らし安全課） 3
- 歳入の徴収の事務の委託（企業立地推進課） 4
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 4
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（港湾課） 4

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 9

正 誤

- 平成28年 3月29日付け公報定期第4432号中訂正 11
- 平成28年 3月31日付け公報号外第 5号中訂正・3件 11
- 平成28年 3月31日付け公報号外第 6号中訂正 12
- 平成28年 3月31日付け公報号外第 7号中訂正 12

告 示

沖縄県告示第302号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第22条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の変更の認定の申請があった。

なお、変更の認定の申請があった保全利用協定を平成28年5月31日から同年6月14日までの間、沖縄県環境部自然保護課及び那覇市役所都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保全利用協定の名称 波の上緑地地区保全利用協定
- 2 協定区域 波の上うみそら公園 ダイビング・シュノーケリング専用ビーチ
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 スクーバダイビング及びシュノーケリング
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 NAHAえんがん共同企業体、有限会社キャリアサポート、アクアダイブ沖縄、AQUA FOREST、株式会社アークダイブ、R-STYLE OKINAWA、ダイビングショップアリオギネ、アルファダイブ沖縄、ant、ウォーターボールダイビングスクール、海風だいはーず、mic21株式会社、MSO那覇店、M-Base、おきなわJ. BOYダイビング倶楽部、沖縄ダイビング倶楽部 Sea Jack、沖縄マリンフィールド、Ocean Blue、海潜隊沖縄、海竜潜水、Gum、Gallery H、サザンアイランダーダイブツアーズ、有限会社シー

マックス、有限会社スピッツ、セリシヤスクラブ、潜水案内沖縄、ダイビングサービス イーズ、沖縄ダイビングサービスMANA、SMILE株式会社、ダイビングショップsazanagi、Diving Shopスイミー、DSリヴァイアサン、DivingHouse OluOlu、ダイビングハウスYAN・YAN、ディーズパルス沖縄、株式会社Toybox、DRISTA、ドルフィンループ、株式会社海屋那覇オーシャンダイバーズ、ネイチャースタイル、Hi-Light Diving Service、MSふぁみーゆ株式会社、バグースダイビングサービス、ゴールドグランツ株式会社Diving Service PAPACLUB、パラダイス倶楽部、株式会社BLUE ZONE、有限会社ブルーフィールド、Pro Scuba Team SEALS、ホヌホヌダイバーズ、MAHALOHA、沖縄マリンクラブアン、マリンショップぶくぶく、株式会社マリーンプロダクト、リフィーダイビングクラブ、リベルテダイビングサービス及び特定非営利活動法人美ら海振興会

5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
宮古島市地域包括支援センターひらら	宮古島市平良字久貝706番地1	宮古島市平良字下里1071番地サンライズ大原105	宮古島市平良字久貝706番地1	平成28年3月28日

2 第1号介護予防支援事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
宮古島市地域包括支援センターひらら	宮古島市平良字久貝706番地1	宮古島市平良字下里1071番地サンライズ大原105	宮古島市平良字久貝706番地1	平成28年3月28日

沖縄県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
医療法人和の会訪問看護ステーションまごころ	与那原町字与那原1792番地1	平成28年3月31日

2 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日

医療法人和の会訪問看護ステーションま ごころ	与那原町字与那原1792番地 1	平成28年 3月31日
---------------------------	------------------	-------------

沖縄県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
むるぶし薬局	石垣市字平得150番地 3	平成28年 3月22日

沖縄県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ミドリ薬局美里店	沖縄市東二丁目26番 1号	平成27年12月10日
むるぶし薬局	石垣市字平得150番地 3	平成28年 3月22日

沖縄県告示第307号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年 5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
国頭村	平成28年 7月 5日（火曜日）午前11時から午後 3時まで	国頭村民ふれあいセンター
大宜味村	平成28年 7月 6日（水曜日）午前10時から午後 3時まで	大宜味村役場第二会議室
今帰仁村	平成28年 7月12日（火曜日）午前11時から午後 3時まで	今帰仁村保健センター
伊是名村	平成28年 7月19日（火曜日）午後 1時30分から午後 4時30分まで	伊是名村産業支援センター
伊平屋村	平成28年 7月26日（火曜日）午後 1時30分から午後 4時30分まで	伊平屋村離島振興総合センター
東村	平成28年 8月 9日（火曜日）午前11時から午後 3時まで	東村役場大会議室
渡名喜村	平成28年 8月23日（火曜日）午後 1時30分から午後 4時30分まで	渡名喜村漁民センター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
国頭村	平成28年7月5日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
大宜味村	平成28年7月6日（水曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	
今帰仁村	平成28年7月12日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	
伊是名村	平成28年7月19日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	
伊平屋村	平成28年7月26日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	
東村	平成28年8月9日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	
渡名喜村	平成28年8月23日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで	

沖縄県告示第308号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成28年5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体
 - (2) 所在地 那覇市字鏡水崎原地先
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

沖縄県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 金武町、恩納村、北谷町、北中城村、宜野湾市、西原町、与那原町、豊見城市及び南城市のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年2月25日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

沖縄県告示第310号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成28年5月31日

船浦港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成28年 3月22日 沖縄県指令土第1575号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮 1丁目 7番 1号 沖縄県知事 翁長雄志
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 八重山郡竹富町字上原562番11、572番12及び572番14並びに572番26及び572番31の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位 (D. L. +1.72メートル) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と㉒の地点を結ぶ平成11年10月 7日付け沖縄県指令土第1084号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. +1.72メートルにより決定) により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点 (上原) (北緯24度25分02秒7244、東経123度48分00秒6537) から122度29分24秒80.33メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から127度23分15秒0.75メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から132度28分43秒29.29メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から222度28分45秒15.00メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から132度28分26秒18.92メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から222度28分12秒0.78メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から132度30分38秒2.10メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から42度31分26秒0.79メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から132度28分38秒23.98メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から222度28分39秒9.29メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から132度27分05秒0.72メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から222度28分44秒30.93メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から132度28分41秒50.01メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から222度23分02秒6.61メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から132度27分59秒1.60メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から222度28分33秒35.37メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から161度27分23秒1.00メートルの地点
 - ⑱の地点 ⑰の地点から164度12分43秒1.00メートルの地点
 - ⑲の地点 ⑱の地点から166度48分43秒1.00メートルの地点
 - ⑳の地点 ⑲の地点から169度38分01秒1.00メートルの地点
 - ㉑の地点 ⑳の地点から172度21分22秒1.00メートルの地点
 - ㉒の地点 ㉑の地点から175度00分29秒1.00メートルの地点
 - ㉓の地点 ㉒の地点から177度42分26秒1.00メートルの地点
 - ㉔の地点 ㉓の地点から180度27分30秒1.00メートルの地点
 - ㉕の地点 ㉔の地点から183度09分16秒1.00メートルの地点
 - ㉖の地点 ㉕の地点から185度54分36秒1.00メートルの地点
 - ㉗の地点 ㉖の地点から188度34分03秒1.00メートルの地点
 - ㉘の地点 ㉗の地点から191度18分36秒1.00メートルの地点
 - ㉙の地点 ㉘の地点から194度00分30秒1.00メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉙の地点から196度43分56秒1.00メートルの地点
 - ㉛の地点 ㉚の地点から199度42分43秒1.19メートルの地点
 - ㉜の地点 ㉛の地点から327度19分50秒73.04メートルの地点
 - ㉝の地点 ㉜の地点から330度09分43秒3.67メートルの地点
 - ㉞の地点 ㉝の地点から338度14分59秒10.22メートルの地点
 - ㉟の地点 ㉞の地点から338度05分46秒1.77メートルの地点
 - ㊱の地点 ㉟の地点から42度28分11秒46.46メートルの地点
 - ㊲の地点 ㊱の地点から313度00分14秒1.58メートルの地点

- ⑳の地点 ㉑の地点から42度37分42秒8.60メートルの地点
 ㉒の地点 ㉓の地点から312度28分03秒50.06メートルの地点
 ㉔の地点 ㉕の地点から42度25分24秒18.89メートルの地点
 ㉖の地点 ㉗の地点から312度29分10秒0.73メートルの地点

(3) 面積 5,138.68平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年10月4日 沖縄県指令土第1144号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 竹富町

沖縄県告示第311号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成28年 5月31日

長山港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成28年 3月25日 沖縄県指令土第1578号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

3 埋立区域

(1) 位置 宮古島市伊良部字池間添1108番の地先公有水面

(2) 区域

ア A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点から㉖の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点伊良部（北緯24度49分05秒8637、東経125度13分04秒7164）から156度08分49秒1,616.80メートルの地点

②の地点 ①の地点から303度50分07秒4.52メートルの地点

③の地点 ②の地点から213度50分13秒5.08メートルの地点

④の地点 ③の地点から299度51分41秒7.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から303度50分13秒20.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から303度50分24秒20.02メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から304度12分57秒20.10メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から304度47分14秒20.10メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から305度21分44秒20.10メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から305度56分04秒20.10メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から307度06分27秒20.10メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から307度04分51秒20.10メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から307度38分59秒20.10メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から308度13分34秒20.10メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から308度48分03秒20.10メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から309度21分42秒19.57メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から300度02分31秒10.74メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から304度20分38秒5.06メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から310度08分48秒5.03メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から315度58分40秒5.06メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から320度19分02秒10.71メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から310度43分58秒4.53メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から310度56分08秒9.41メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から39度00分52秒5.43メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から310度06分08秒1.74メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から42度17分24秒9.70メートルの地点

㉗の地点	㉖の地点から131度12分53秒1.82メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から41度04分18秒5.80メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から86度30分29秒4.24メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から130度53分28秒6.20メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から130度30分59秒19.86メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から129度56分44秒19.86メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から129度22分18秒19.86メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から128度47分52秒19.86メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から128度13分30秒19.86メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から127度39分12秒19.86メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から127度04分48秒19.86メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から126度30分23秒19.86メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から125度56分05秒19.86メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から125度21分30秒19.86メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から124度47分19秒19.86メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から124度13分32秒19.11メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から113度52分18秒10.90メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から118度27分30秒5.02メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から123度50分45秒5.00メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から129度11分52秒5.02メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から133度47分54秒10.92メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から123度50分10秒4.24メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から123度49分44秒4.69メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から158度43分26秒3.71メートルの地点
①の地点	⑤⑥の地点から213度43分45秒6.64メートルの地点
②の地点	①の地点から124度03分51秒4.27メートルの地点

イ B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点から⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	三等三角点伊良部（北緯24度49分05秒8637、東経125度13分04秒7164）から163度55分06秒1,301.87メートルの地点
②の地点	①の地点から313度05分27秒1.74メートルの地点
③の地点	②の地点から223度06分32秒4.80メートルの地点
④の地点	③の地点から312度00分40秒5.36メートルの地点
⑤の地点	④の地点から313度27分55秒14.10メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から313度57分28秒20.10メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から314度31分35秒20.10メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から315度05分56秒20.10メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から315度40分38秒20.10メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から316度14分45秒20.10メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から316度49分15秒20.10メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から317度23分29秒20.10メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から317度57分53秒20.10メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から318度32分25秒20.10メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から319度06分42秒20.10メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から319度41分09秒20.10メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から320度15分25秒20.10メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から320度49分48秒20.10メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から321度15分20秒17.32メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から321度17分31秒2.78メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から53度00分22秒5.07メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から319度45分30秒1.33メートルの地点

- ②③の地点 ②②の地点から50度44分39秒9.45メートルの地点
 ②④の地点 ②③の地点から140度06分43秒1.41メートルの地点
 ②⑤の地点 ②④の地点から47度59分20秒5.13メートルの地点
 ②⑥の地点 ②⑤の地点から88度45分29秒4.34メートルの地点
 ②⑦の地点 ②⑥の地点から141度15分28秒17.17メートルの地点
 ②⑧の地点 ②⑦の地点から140度49分41秒19.87メートルの地点
 ②⑨の地点 ②⑧の地点から140度15分39秒19.87メートルの地点
 ②⑩の地点 ②⑨の地点から139度41分00秒19.87メートルの地点
 ②⑪の地点 ②⑩の地点から139度06分45秒19.87メートルの地点
 ②⑫の地点 ②⑪の地点から138度32分18秒19.87メートルの地点
 ②⑬の地点 ②⑫の地点から137度57分59秒19.87メートルの地点
 ②⑭の地点 ②⑬の地点から137度23分34秒19.87メートルの地点
 ②⑮の地点 ②⑭の地点から136度49分10秒19.87メートルの地点
 ②⑯の地点 ②⑮の地点から136度14分46秒19.87メートルの地点
 ②⑰の地点 ②⑯の地点から135度40分30秒19.87メートルの地点
 ②⑱の地点 ②⑰の地点から135度06分00秒19.87メートルの地点
 ②⑲の地点 ②⑱の地点から134度31分37秒19.87メートルの地点
 ②⑳の地点 ②⑲の地点から133度57分28秒19.87メートルの地点
 ㉑の地点 ②⑳の地点から133度25分48秒16.39メートルの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から181度47分39秒4.18メートルの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から219度14分38秒5.36メートルの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から134度07分12秒1.82メートルの地点

(3) 面積

- A区域 7,266.08平方メートル
 B区域 6,928.72平方メートル
 合 計 14,194.80平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成18年 5月29日 沖縄県指令土第596号
 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 宮古島市

 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年 5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 校務処理用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年 4月 1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所

に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 平成28年6月1日（水曜日）から同月15日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務処理用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年5月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 校務処理用コンピュータ等及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成28年8月31日（水曜日）

- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- ア 以下のいずれかに該当する者
- (7) 平成27年4月28日付け沖縄県公報定期第4342号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (4) 平成27年11月10日付け沖縄県公報定期第4394号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (7) 平成28年5月31日付け沖縄県公報定期第4448号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内には1日以内に、沖縄本島以外には2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
- ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成28年6月1日（水曜日）から同月15日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成28年6月1日（水曜日）から同月22日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年7月13日（水曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年6月1日（水曜日）から同月22日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落

札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成28年7月12日(火曜日)午後5時(同期限までに必着のこと。)
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for school affairs including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (3) BID OPENING
Date and Time: July 13, 2016(Wednesday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

正 誤

平成28年3月29日付け公報定期第4432号掲載の「農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（沖縄県規則第18号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
20	下から5	準用する	読み替えて準用する
20	下から3	準用する	読み替えて準用する
21	上から5	準用する	読み替えて準用する
21	上から7	準用する	読み替えて準用する

平成28年3月31日付け公報号外第5号掲載の「沖縄県企業局職員の人事評価実施規程（沖縄県企業局訓令第5号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
14	下から14	(第3条関係)	(第3条、第7条関係)

平成28年3月31日付け公報号外第5号掲載の「非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（沖縄県企業局訓令第6号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
25	下から7	時間 分とする。	時間とする。

平成28年3月31日付け公報号外第5号掲載の「沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（沖縄県病院事業局訓令第6号）」中次のとおり誤り。

ページ	55					
行	上から16					
誤	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>職名</td> <td>職務</td> <td>時給</td> </tr> </table>			職名	職務	時給
職名	職務	時給				
正	別表第1 （第10条関係） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>職名</td> <td>職務</td> <td>時給</td> </tr> </table>			職名	職務	時給
職名	職務	時給				

平成28年3月31日付け公報号外第6号掲載の「行政不服審査法の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則（沖縄県公安委員会規則第6号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
55	下から12	「不服申立て人」	「不服申立人」
58	上から11	「60以内日に」	「60日以内に」

平成28年3月31日付け公報号外第7号掲載の「勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第18号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	上から26	20日	20日
		18日	18日
		17日	17日
		15日	15日
		13日	13日
		12日	12日
		10日	10日

		<table border="1"> <tr><td>8日</td></tr> <tr><td>7日</td></tr> <tr><td>5日</td></tr> <tr><td>3日</td></tr> <tr><td>2日</td></tr> </table>	8日	7日	5日	3日	2日	<table border="1"> <tr><td>8日</td></tr> <tr><td>7日</td></tr> <tr><td>5日</td></tr> <tr><td>3日</td></tr> <tr><td>2日</td></tr> </table>	8日	7日	5日	3日	2日																																						
8日																																																			
7日																																																			
5日																																																			
3日																																																			
2日																																																			
8日																																																			
7日																																																			
5日																																																			
3日																																																			
2日																																																			
8	上から26	<table border="1"> <tr><td>13日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>12日</td><td>18日</td></tr> <tr><td>10日</td><td>17日</td></tr> <tr><td>8日</td><td>15日</td></tr> <tr><td>7日</td><td>13日</td></tr> <tr><td>5日</td><td>12日</td></tr> <tr><td>3日</td><td>10日</td></tr> <tr><td>2日</td><td>8日</td></tr> <tr><td>20日</td><td>7日</td></tr> <tr><td>18日</td><td>5日</td></tr> <tr><td>17日</td><td>3日</td></tr> <tr><td>15日</td><td>2日</td></tr> </table>	13日	20日	12日	18日	10日	17日	8日	15日	7日	13日	5日	12日	3日	10日	2日	8日	20日	7日	18日	5日	17日	3日	15日	2日	<table border="1"> <tr><td>13日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>12日</td><td>18日</td></tr> <tr><td>10日</td><td>17日</td></tr> <tr><td>8日</td><td>15日</td></tr> <tr><td>7日</td><td>13日</td></tr> <tr><td>5日</td><td>12日</td></tr> <tr><td>3日</td><td>10日</td></tr> <tr><td>2日</td><td>8日</td></tr> <tr><td>20日</td><td>7日</td></tr> <tr><td>18日</td><td>5日</td></tr> <tr><td>17日</td><td>3日</td></tr> <tr><td>15日</td><td>2日</td></tr> </table>	13日	20日	12日	18日	10日	17日	8日	15日	7日	13日	5日	12日	3日	10日	2日	8日	20日	7日	18日	5日	17日	3日	15日	2日
13日	20日																																																		
12日	18日																																																		
10日	17日																																																		
8日	15日																																																		
7日	13日																																																		
5日	12日																																																		
3日	10日																																																		
2日	8日																																																		
20日	7日																																																		
18日	5日																																																		
17日	3日																																																		
15日	2日																																																		
13日	20日																																																		
12日	18日																																																		
10日	17日																																																		
8日	15日																																																		
7日	13日																																																		
5日	12日																																																		
3日	10日																																																		
2日	8日																																																		
20日	7日																																																		
18日	5日																																																		
17日	3日																																																		
15日	2日																																																		

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--	--